

東広島市立図書館資料選定要綱

東広島市立図書館資料収集基準に基づき、選定の視点や留意すべき事項を定める。

1 一般基準

- (1) 常に新鮮な資料を提供できるよう、資料の更新に努める。
- (2) 汚損、破損等による廃棄資料や不明資料の補充を適宜行う。
- (3) 全集、年鑑、シリーズもの等の継続性のある資料については、欠巻が生じないように常に留意する。
- (4) 変化の著しい主題については、常に新しい資料を収集する。
- (5) 入門的、概説的な資料は、各分野にわたって収集する。
- (6) 幅広い資料を収集するため、類書のないもの、少ないものは収集する。
- (7) 利用実績を考慮して収集する。
- (8) 高度な専門書・学術書、学習参考書、各種問題集、ゲームの攻略本等は原則として収集しない。
- (9) DVD-ROM, CD-ROMなどのついた図書のうち、貸出するものは、付属資料の貸出許諾があるものを原則として収集する。
- (10) 書き込むことや切り取ること、組み立てることを目的とした資料や、著しく破損しやすい資料等、多数の利用に供することができない資料は、原則として収集しない。
- (11) 貸出することが難しい付録付きの資料は、原則として収集しない。
- (12) 同一資料の購入は、原則として各館1冊までとする。ただし、児童書は適宜複本を購入する。
- (13) 公共図書館の基本図書と考えられる資料については、利用状況に応じて適宜更新する。

2 重点収集資料

- (1) 東広島市に関する資料は、その形態にかかわらず網羅的に収集する。市民の自費出版物については、市民に呼び掛けるほか、寄贈を依頼して収集する。

ア 東広島市の特産物に関する資料

日本酒・西条柿・エゴマ・赤崎じゃがいも等に関する資料

イ 東広島市の文化に関する資料

東広島ゆかりの人物・民話・伝承・歴史・工芸・建造物・民俗芸能等に関する資料

(赤がわら・酒蔵・次郎丸太鼓・白市歌舞伎・豊栄神楽・地域の祭り等に関する資料)

ウ 東広島市の企業・団体に関する資料

東広島市に活動拠点がある企業、住民自治協議会、NPO法人等に関する資料

エ 東広島市が発行する行政資料

(ア) 東広島市、東広島市の各行政委員会、及び東広島市議会が編集または発行する資料

(イ) 東広島市の関係機関が編集または発行する資料

(ウ) 東広島市政に関する資料

オ 東広島市の地図・住宅地図

カ 東広島市に関する記述がある資料

(2) 次の資料は、積極的に収集する。

ア 広島県の特産物に関する資料

牡蠣、じゃがいも、そば、ビワ、お好み焼き等に関する資料

イ 広島県の文化に関する資料

広島県ゆかりの人物、万葉、古墳、水軍、カーブ等に関する資料

ウ 東広島市の施策に関わりの深い資料

和文化、市民協働、地域課題解決支援、行政からのレファレンス対応用資料等

エ 広島県や東広島市に関係の深い地域（北広島市・徳陽市等）に関する資料

オ 原爆に関する資料

原爆による被害を記述した資料、反核・平和に関する資料等

カ 日本酒以外の酒に関する資料

キ 児童文学研究資料

3 資料別収集方針

(1) 図書

ア 一般図書

(ア) 利用者の学習、教養、実用、レクリエーション等に資することができるよう、基本書、入門書を中心に収集する。一般の利用が見込めるものであれば専門書も収集の対象とする。

(イ) 収集にあたっては、次の点に留意する。

a 公共図書館に適した図書であること。

- b 地域生活、家庭生活に役立つ図書であること。
- c 一般教養、趣味に役立つ図書であること。
- d ビジネス、生活設計に役立つ図書であること。
- e 読書普及に役立つ図書であること。
- f 造本、印刷等物理的に良好であること。

イ 児童図書

- (ア) 「東広島市子どもの読書活動推進計画」を考慮して収集を行う。
- (イ) 公共図書館の基本図書と考えられる資料は、「学校図書館基本図書目録」「絵本のとびら」等を参考に、積極的に収集する。
- (ウ) 子どもの創造力を伸ばし、感性を豊かにし、成長の糧となる図書を収集する。
- (エ) 子どもの読書習慣の形成、継続に役立つように、各分野の評価の定まった図書を中心に、幅広く体系的に収集する。
- (オ) 子どもの探究心に応え、調べることの楽しさを伝えることができる資料を収集する。
- (カ) 長い間読み継がれ評価の定まった図書は、必要な複本を揃える。
- (キ) 地域や保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、関係部署等と連携を図り、地域の特性を考慮して、教科の学習の展開を支援し、調べ学習に対応できる図書を収集する。
- (ク) 子どもが利用できる参考図書について、幅広く収集する。
- (ケ) 収集にあたっては、次の点に留意する。
 - a 幼児、児童、生徒それぞれの発達段階に合った配慮のある図書であること。
 - b 俗悪に流されず、健全で正確な知識を伝える内容であること。
 - c 明瞭で正確な写真、絵画、グラフ、図表等により視覚化し、子どもの理解を助ける内容であること。
 - d 読者の理解に合致した表現が用いられていること。
 - e 創造性が豊かで快く楽しませる図書であること。
 - f 造本、印刷等が物理的に良好であること。

ウ 青少年図書

- (ア) 対象は、13歳頃から18歳頃までとする。
- (イ) 言葉の表現やイラスト等が健全であり、対象年齢にふさわしいこと。
- (ウ) 対象年齢の興味関心をひく内容であること。

- (エ) 学校生活や家庭生活に役立つ内容であること。
- (ホ) 将来の進路や職業選択の参考になる図書であること。

エ 参考図書（レファレンスブック）

- (ア) 市民の調査研究に必要な年鑑、白書、統計、辞典、事典、図鑑、書誌、新聞縮刷版、政府刊行物等を幅広く収集する。
- (イ) 各言語の辞典類は、各言語対和訳を中心に、幅広く収集する。
- (ウ) 常に最新の情報を提供するために、資料の更新を適切に行う。

オ 外国語図書

- (ア) 多文化サービスの一環として、利用度の高い図書を中心に、外国語で書かれた多様な図書及び外国語学習者に役立つ図書を収集する。
- (イ) 外国人の要望に応えられるよう、市内に在住する外国人の母国語で書かれた図書、日本文化、広島県及び東広島市を紹介した図書、日本語学習に役立つ図書、生活・趣味等の実用性の高い図書を収集する。
- (ウ) 日本語を外国語に翻訳した図書、原書等を収集する。

カ 分類ごとの選定については、分類別選定要綱を別に定める。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞

- (ア) 全国紙、広島県及び東広島市を対象とした地方紙、児童・青少年対象の新聞を幅広く収集する。
- (イ) 読書、経済、農業、スポーツ等、特定主題を専門に扱う専門紙や、主要な外国語で書かれた新聞を収集する。
- (ウ) 官報を収集する。

イ 雑誌

- (ア) 刊行頻度にかかわらず、専門誌や趣味・娯楽に関する雑誌、児童向き雑誌等、幅広いジャンルを収集する。
- (イ) 外国語で書かれた雑誌を収集する。
- (ウ) 学術専門誌、漫画雑誌は原則として収集しない。
- (エ) できるだけ幅広い分野の雑誌を収集するため、全館で調整して収集する。

(3) 視聴覚資料

ア 映像資料（DVD等）

- (ア) 各分野の代表的な作品を中心に、趣味、レクリエーション、ビジネス及び日常

生活等多様な目的に対応できるよう、幅広い分野を収集する。

(イ) 日本語字幕、音声ガイド等、障害者にも対応した仕様の資料は、積極的に収集する。

(ロ) アカデミー賞等の各種受賞作品は、積極的に収集する。

(エ) 館内上映や館外貸出について著作権者の許諾が得られているものを原則として収集する。

イ 録音資料（CD等）

各分野の代表的な作品を中心に、趣味・レクリエーション、ビジネス及び日常生活等多様な目的に対応できるよう、幅広い分野を収集する。

ウ その他のメディア資料

メディア媒体の進展にあわせ、適切な資料を検討し、必要に応じて収集する。

(4) パンフレット類

郷土資料、酒に関する資料等を、必要に応じて収集する。

(5) その他

ア 高齢者・障害者サービス資料

(ア) 大活字本、録音資料、点字本、さわる絵本・布の絵本、障害者対応のDVD等を収集する。

(イ) 高齢者向け紙芝居を収集する。

イ 地域・行政資料

(ア) 地域・行政資料は一般に流通していないものが多いことから、現在収集した資料が将来の貴重な歴史資料となるので、地域の公立図書館として、責任を持って積極的に収集し、保存する。

(イ) 市内で発行された通信、会報、紀要、ミニコミ紙、ミニコミ誌を含む逐次刊行物、同人誌、チラシ、写真、古地図、古文書、公文書等、郷土に関するあらゆる形態の資料を収集する。

(ロ) 地域に関する新聞記事のスクラップやチラシ、パンフレット等を収集し、冊子体になっていない資料については、必要に応じて著作権に配慮したうえで加工・編集して提供する。

(エ) 市内の地形図等を収集する。

(オ) 著作権法上、電子化して提供可能な資料は、電子化してインターネット等で公開する。

ウ 電子書籍

最適な提供方法を検討したうえで、市民のニーズに沿って収集する。

附則 この要綱は、平成27年11月6日から施行する。